

●香川県告示第108号

香川県工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

平成30年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県工事請負契約約款の一部を改正する約款

香川県工事請負契約約款（平成9年香川県告示第256号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次に掲げる<u>届出</u>をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>下請負人</u>としてはならない。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による<u>届出</u></p> <p>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による<u>届出</u></p> <p>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による<u>届出</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる<u>下請負人の区分</u>に応じ、当該各号に定める場合には、社会保険等未加入建設業者を当該<u>下請負人</u>とすることができる。</p> <p>(1) <u>受注者と直接下請契約を締結する下請負人</u> 次のいずれにも該当する場合</p> <p>ア <u>社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</u></p> <p>イ <u>受注者が、発注者の指定する期間内に、社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をしたことを確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出した場合</u></p>	<p>(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次に掲げる<u>届出の義務を履行</u>していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を<u>下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方</u>としてはならない。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による<u>届出の義務</u></p> <p>(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による<u>届出の義務</u></p> <p>(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による<u>届出の義務</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受注者は、<u>当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。</u></p>

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、発注者が同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき、又は受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

3 受注者が第1項の規定に違反していると発注者が認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第2

改正後	改正前
<p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 受注者は、次の各号に掲げるときには、発注者の請求に基づき、違約罰</p>	<p>(下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 受注者は、社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人で</p>

(制裁金)として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、発注者が同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき、又は受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額

(2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、発注者が同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の100分の5に相当する額

ある場合において、発注者が同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき、又は受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰(制裁金)として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この約款は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1の表の改正部分による改正後の第7条の2の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約(同日前に香川県建設工事執行規則(昭和39年香川県規則第54号)第6条第1項の規定による公告、同規則第10条第2項の規定による通知又は同規則第23条第2項の規定による契約の内容その他見積りに必要な事項の提示(以下「公告等」という。)が行われたものを除く。)について適用し、同日前に締結した契約及び同日以後に締結する契約(同日前に公告等が行われたものに限る。)については、なお従前の例による。

3 第2の表の改正部分による改正後の第7条の2第3項の規定は、平成30年10月1日以後に締結する契約(同日前に公告等が行われたものを除く。)について適用し、同日前に締結した契約及び同日以後に締結する契約(同日前に公告等が行われたものに限る。)については、なお従前の例による。